

## 整備基準等（消防に関すること）

（消防水利等の整備）……協議先：予防課及び警防課

- ・ 消防水利並びに消防の用に供する施設及び設備の整備に当たっては、浦安市消防施設等技術基準により整備するものとする。

# 浦安市消防施設等技術基準

## 第1 総則

### 1 趣旨

この基準は、消防法令及び建築基準法令で定めるもののほか、浦安市の消防施設等に関する設置基準について必要な事項を定めるものとする。

### 2 基準の特例

消防長は消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する防火対象物（以下「防火対象物」という。）の位置、構造及び設備の状況から判断して、この基準によらなくても火災の発生及び延焼の恐れが著しく少なく、かつ、火災等による被害を最小限度にとどめることができると認めるとき、又は予想しない特殊な消防用設備等その他の設備を用いることにより、この基準と同等以上の効果があると認めるときにおいては、この基準を適用しないことができる。

## 第2 消防施設

### 1 消防水利

この基準による消防水利は、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示7号。以下「水利基準」という。）に適合（水利基準第4条を除く。）させること。

- (1) 開発行為にあたっては消防水利を設置すること。
- (2) 設置個数は、開発面積15,000㎡未満は1とする。

ア 開発面積15,000㎡以上は、当該開発面積を15,000で除した商（1未満の端数は切り上げるものとする）により算出した数以上設置すること。

イ 開発面積が10,000㎡未満で、かつ、付近の公設消防水利及び同敷地内の消防用水（法第17条に基づくもので、当該開発行為により新たに設置するものを含む）が開発区域において有効に配置されている場合は設置しないことができる。

- (3) 消防水利は水利基準第3条に定める給水能力を有するものとし、開発区域の各部分から1の取水口までの水平距離が商業地域・準商業地域にあつては100m以下、その他の地域にあつては120m以下となるように配置すること。
- (4) 消防水利施工7日前までに消防水利着工届（別記第1号様式）を、完成後に遅滞なく消防水利設置届（別記第2号様式）を消防長に届け出ること。
- (5) 消防水利には見やすい箇所に標識を設置すること。
- (6) 市に帰属される消防水利は消防本部の管理とし、その他については事業者管理とする。ただし、事業者管理の消防水利であっても消防本部は当該開発区域の災害の有無に関わらず使用できるものとする。その際の現状復旧は消防本部で行なうものとする。
- (7) 消防水利は努めて防火水槽とし、マンホールから直接吸水できるものとする。

## 2 中高層階への消防隊進入路の確保

- (1) 床高が6.5m以上の階は、消防隊による進入経路を確保すること。
- (2) 進入経路は原則として非常用進入口及びバルコニーからとし、1の進入経路の有効範囲は40mとする。
- (3) 進入方法は努めてはしご付消防自動車（以下「はしご車」という。）によるものとし、必要な活動空地の検討をすること。
- (4) はしご車の活動空地は幅6m以上・長さ12m以上とし、はしご架梯に必要な空間を確保すること。また、はしご車活動空地である旨の標示等を設けること。
- (5) はしご車の活動空地は幅の中心線を建築物の進入口と平行に配置し、水平距離11m以内の有効な位置とすること。

## 3 敷地内の通路

- (1) 消防水利及びはしご車活動空地に至る進入路の幅員は4m以上とし、屈

曲または交差部分には幅員に応じた隅切りを設けること。

(2) 進入路は総重量20 tに耐えられる構造とし、勾配は縦、横方向とも3度以下とすること。

(3) 進入路上は路面から有効高さ4 m以上の空間を確保すること。

#### 4 ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等

防火対象物の高さが45mを超えるものには、努めてヘリコプターの屋上緊急離着陸場等又は屋上緊急救助用スペースを設置すること。

### 第3 消防用設備等

#### 1 消防用設備等の設置

消防用設備等の設置は、次表のとおりとする。

(対象は消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第1参照)

種 類	対 象	内 容
消火器	全 項 (19)項除く)	用途、構造、規模により適応する消火器(薬剤量は粉末3キログラム以上、液体は3リットル以上)を設置すること。
屋内消火栓設備	(6)項、(16)項イ(6)項を含むもの)	法令設置の屋内消火栓設備のうち、左記の対象については、2号消火栓又は易操作性1号消火栓を設置すること。
スプリンクラー設備	地盤面からの高さが31mを超える防火対象物	31mを超える階の部分に、スプリンクラー設備を設置すること。ただし、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第12条の2及び第13条第1項各号に適合する場合は、この限りでない。
水噴霧消火設備等	地盤面からの高さが31mを超える防火対象物	31mを超える階に存する次の部分に、水噴霧消火設備等を設置すること。 ① 通信機器室、電子計算機室、電子顕微鏡室 その他これらに類する室 ② 発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている場所
消防機関へ通報する火災報知設備	(4)項、(16)項イ(4)項を含むもの)	(4)項の床面積の合計が3,000㎡以上のものには、火災報知設備を設置すること。

非常警報設備（放送設備）	(4) 項、(5) 項イ、(6) 項、(16) 項イ（(4) 項、(5) 項イ、(6) 項を含むもの）	地階を除く階数が11以上もしくは地盤面からの高さが31mを超えるもので、延べ面積が10,000㎡以上又は地階を除く階数が5以上で延べ面積が20,000㎡以上のものには、非常電話を設置すること。
避難器具	全 項 （(19) 項除く）	直通階段が1箇所ですべて3階以上のものには、用途、階数により適応する避難器具を設置すること。
誘導灯	(7) 項、(8) 項、(10) 項	誘導灯を設置すること。
	(5) 項イ、(16) 項イ（(5) 項イを含むもの）	点滅機能又は音声誘導機能をもつ誘導灯を設置すること。（規則第28条の3第3項第1号イ又はロに掲げる避難口誘導灯に限る。）
	(6) 項、(16) 項イ（(6) 項を含むもの）	延べ面積が3,000㎡以上のものには、点滅機能又は音声誘導機能をもつ誘導灯を設置すること。（消防法施行規則第28条の3第3項第1号イ又はロに掲げる避難口誘導灯に限る。）
連結送水管	全 項 （(19) 項除く）	法令設置の連結送水管のうち、左記の対象については、湿式とし、放水口は地階及び2階以上の階に設置すること。
	地盤面からの高さが31mを超える防火対象物	法令設置の連結送水管のうち、左記の対象については、31mを超える階に設置する放水口は双口形とし、格納箱には長さ20mのホース4本、筒先2本を格納すること。ただし、スプリンクラー設備等が設置されている階の格納箱には、長さ20mのホース2本、筒先1本を格納することができるものとする。
フード等用簡易自動消火装置	(4) 項、(16) 項イ（(4) 項を含むもの）	(4) 項の床面積の合計が1,000㎡以上に設ける厨房設備に設置すること。
	(5) 項イ、(16) 項イ（(5) 項イを含むもの）	厨房設備を設けるものに設置すること。
	(1) 項から(4) 項まで、(6) 項、(9) 項イ、(16) 項イ、(16の2) 項、(16の3) 項	入力合計が350キロワット以上の厨房設備に設置すること。

災害時緊急放映機能装置	(5) 項イ、(16) 項イ ((5) 項イを含むもの)	地階を除く階数が11以上もしくは地盤面からの高さが31mを超えるもので、延べ面積が10,000㎡以上又は地階を除く階数が5以上で延べ面積が20,000㎡以上のものには、火災等災害時に緊急放映機能を有する装置を設置すること。
-------------	------------------------------	---

2 消防用設備等設置計画書

法第17条の14に規定する工事整備対象設備等着工届を要する以外の消防用設備等について、施工者は工事に着手しようとする10日前までに消防用設備等設置計画書（別記第3号様式）により、消防長に届け出ること。

第4 防火区画等

1 消火設備（連結送水管を含む）の加圧送水装置

令別表第1(19)項を除く防火対象物の消火設備（連結送水管を含む）の加圧送水装置の設置場所は、防火区画をし、開口部は自閉式特定防火設備を設けた専用の部屋とすること。

ただし、空調・衛生設備等の機器で出火危険のおそれのないものにあつては、併置することができる。

2 厨房設備の防火区画

厨房設備の防火区画は、次表のとおりとする。

（対象は令別表第1参照）

対 象	厨房設備の要件	内 容
(4) 項、(16) イ ((4) 項を含むもの)	(4) 項の床面積の合計が1,000㎡以上に設ける厨房設備。	厨房設備の設置場所は、他の部分と防火区画をし、開口部は自閉式特定防火設備とすること。
(5) 項イ、(16) 項イ ((5) 項イを含むもの)	厨房設備を設けるもの。	
(1) 項から(4) 項まで、(6) 項、(9) 項イ、(16) 項イ、(16の2) 項、(16の3) 項	入力合計が350キロワット以上の厨房設備。	
地盤面からの高さが31mを超える防火対象物	入力合計が350キロワット以上の厨房設備。	

3 防火区画の貫通部処理

防火区画の貫通部処理は、次表のとおりとする。

(対象は令別表第1参照)

対 象	内 容
全 項 (19)項除く)	給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に1m以内の距離にある部分は、外径にかかわらず不燃材料で造ること。

第5 その他

1 建築物の屋上に設ける遊戯施設等

建築物の屋上に設ける遊戯施設等は、次表のとおりとする。

対 象	内 容
建築物の屋上に遊戯施設等を設ける部分	消火器、非常警報設備、避難器具、誘導灯を設置すること。 日除け等を設ける場合、骨組は不燃材料とし、屋根は防火性能を有する材料又はこれと同等以上の防火性能を有するものとする。

2 消防本部と個別協議をする防火対象物

次表の防火対象物は、消防本部と消防施設等について個別協議をすること。

(対象は令別表第1参照)

対 象	内 容
(1)項から(4)項まで、 (5)項イ、(6)項、(9)項イ、 (16)項イ、(16の2)項、 (16の3)項	地階を除く階数が11以上、延べ面積が6,000㎡以上、地階を有するもの又は地盤面からの高さが31mを越える建築物。

3 この基準に定めるもののほか、消防施設等の基準に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成14年11月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成15年5月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成21年4月1日から施行する。

別 記  
第 1 号様式

(表)  
消 防 水 利 着 工 届

年 月 日	
浦安市消防長 様	
届出者	
住 所	
氏 名	
印	
担当者 連絡先	
工 事 の 名 称	
工 事 の 場 所	浦安市
工 事 の 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日
消防水利の設置数	
施 工 業 者 名	
そ の 他 必 要 事 項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

(裏)

消 防 水 利 別 概 要 欄	種 別	容 量	用 途	備 考

備考

- 1 この様式の大きさは、日本工業規格 A 4 版とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※記号欄は記入しないこと。
- 4 消防水利の案内図、配置図、設計図書（躯体図、埋設図、配筋図、計算書、標識図、鉄蓋図）を添付すること。

第2号様式

消 防 水 利 設 置 届

年 月 日	
浦安市消防長 様	
届出者	
住 所	
氏 名	
印	
電話番号	
消防水利工事の施工が完了しましたので、下記のとおり届け出ます。	
工 事 の 名 称	
工 事 の 場 所	浦安市
消 防 水 利 設 置 数	
工 事 の 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日
工 事 着 工 年 月 日	平成 年 月 日
工 事 完 成 年 月 日	平成 年 月 日
着 工 届 受 付	平成 年 月 日 浦消警第 号
※受 付 欄	※経 過 欄

第3号様式

消 防 用 設 備 等 設 置 計 画 書

年 月 日

浦安市消防長

様

届出者

住 所

氏 名

印

設置の場所		浦安市			
設置する防火対象物の名称					
消防用設備等の種類					
施工者	住所	電話			
	氏名				
工事の種類別		新設	増設	改修	移転
工事予定日	着手	年	月	日	完了
※受付欄			※経過欄		

備考

- 1 この様式の大きさは、日本工業規格A4版とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。
- 4 案内図、配置図、施工図、その他必要な書面を添付すること。
- 5 工事の着手とは、機器取り付け以前の配線配管工事を含む。